

どのような電子公文書(種類、段階・範囲、属性)を保存対象とするか。その場合の原本とは何か。原本性を確保するための技術的課題は何か。(論点2)

平成17年12月
内閣府

小論点1：移管対象となる「歴史公文書等」

- 現行の移管基準では、
 - 「国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるもの(以下「国政上の重要事項等」という。)に係る意思決定を行うための決裁文書(当該決裁文書と一体不可分の記録であって、当該決裁文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。)
 - 国政上の重要事項等に係る意思決定に基づく当該行政機関の事務及び事業の実績が記録されたもの等である。
- 原則として、媒体を問わず、同一の基準で「歴史公文書等」を評価選別して移管・保存する必要があるのではないか。

小論点2：保存すべき電子公文書の範囲

- **ワープロソフト等で作成されるテキスト文書**
PC端末のモニタ画面やプリントアウトで表示される際の書式、フォントの種類・大きさ、体裁等「見た目」を保存する必要があるか。
- **ハイパーテキスト**
 - ✓ リンク先の情報まで保存する必要があるか。
 - ✓ リンクにより埋め込まれた画像・音声・動画等の情報を保存する必要があるか。
- **表計算ソフトで作成される文書**
組み込まれている関数・マクロ等の機能を保存する必要があるか。
- **データベース**
多様なデータを統合するデータベースの動的な構造・機能を保存する必要があるか。
- **音声・映像・画像等**
 - ✓ ファイルの圧縮は、許容されるか。
 - ✓ 許容される場合、どの程度まで許容されるか。

小論点3：電子公文書の原本性確保の要件 及びルール化

- 完全性 = 記録媒体の経年劣化等による消失、変化を防ぎ、
改変履歴を記録すること等により、改ざんを未然に防止し、
かつ改ざん有無を検証できる様な状態で保存すること。
- 機密性 = アクセス制限、アクセス履歴記録等により、アクセ
ス権限のない者からのアクセスを防止し、盗難、盗み見等を
防止する形で、保存・管理すること。
- 見読性 = 必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ち
に表示できるように措置すること。また、特定のハード・ソフト
に依存せず、原本性を確保して読めること。
- 上記の要件を満たした上で国立公文書館に移管された電子
公文書を原本と位置付けるルール化を行うべきではないか。

小論点4：電子公文書の原本性確保に係る 技術的課題

- 電子公文書の原本性を確保・証明する方法として、電子認証、電子署名、電子透かし、タイムスタンプ等があるが、長期的に署名等の有効性を検証することが困難であること、特定のシステムへの依存度が高いこと等の問題がある。
- 署名等の有効性検証システムの「延命」や、特定のシステムに依存しない技術の開発等も考えられるが、これらの技術に依らない原本性確保のルール及び方法の策定等を検討すべきではないか。